

お詫びと訂正

弊社刊行の『2024 社会福祉士国家試験過去問 一問一答+α 専門科目編』の本文中、以下の箇所にご迷惑がございました。お詫びして、訂正させていただきます。(2023年12月19日更新)

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
67 頁	問題 49 の解説	<u>1992 年に『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』を出版し、</u>	<u>1922 年に『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』を出版し、</u>	2023/12/14 更新
113 頁	問題 60 の解説	<u>ソロモン (Solomon, B.) は、1976 年に「黒人のエンパワメント」を著し、社会的構造によって抑圧、疎外された黒人の権利回復に向けたソーシャルワーク実践を示した。クライアントを主体として協働することや社会変革を視野に実践することなどが強調されている。</u>	<u>キャプラン (Caplan, G.) は、移民の子どもが地域に適応していく過程や未熟児出産の母親に対する研究から危機理論を体系化した。また、危機状況に陥りやすい対象に対し、予防的な早期の介入として危機介入の必要性を説明した。</u>	
187 頁	問題 2 の解説	<u>社会福祉法人定款準則 ▶1 の第 8 条「役員の報酬等」において、「勤務実態 に即して支給する」とされている。そしてこれらは、理事会の議決 を経て、理事長が別に定めるとされている。理事長も理事 (役員) であることから、報酬を受け取ることができる対象である。</u>	<u>社会福祉法第 45 条の 35 第 3 項において、社会福祉法人は、評議員会の承認を受けた報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならないとされている。理事長も理事に含まれるため、報酬を受け取ることができる。</u>	2023/10/11 更新
	側注▶1	<u>▶1 社会福祉法人定款準則 「社会福祉法人の認可に</u>	<u>削除</u>	

		<p>ついて」(平成12年12月1日障発第890号・社援発第2618号・老発第794号・児発第908号)別紙2</p>		
325 頁	問題 53 の解説	<p>○ 設問のとおり。2016年(平成28年)の児童福祉法等改正法において、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受講しなければならないと規定された。</p>	<p>× 2022年(令和4年)の児童福祉法の一部改正により、これまで厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受講しなければならないとされていたものが、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受講しなければならないものとなった(2023(令和5年)4月施行)。</p>	2023/12/19 更新
386 頁	問題 34 の問題文	<p>保護観察対象者は、保護観察所及び保護司による補導援護を受けることが義務化されている。</p>	<p>保護観察対象者に対する補導援護は、保護観察所及び保護司により行われる。</p>	2023/12/19 更新
395 頁	問題 58 の解説	<p>ただし76歳以上の者への再委嘱は行わないこととなっている。</p>	<p>これまでは76歳以上の者への再委嘱は行わないこととなっていたが、2021年(令和3年)4月より、特例として76歳未満の年齢制限が78歳未満にまで引き上げられた。</p>	2023/12/19 更新